

平成29年5月8日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

あんなやつに財産をやりたくない！ — 相続人廃除という方法 —

[1] 相続権の剥奪

自分が虐待されたり酷い屈辱を受けたら、その相手がたとえ我が子であっても財産をやりたくないと思うでしょう。娘が怪しげな新興宗教に夢中になり、止めるよう諭しても聞き入れない。息子がギャンブルの為に多額の借金を繰り返す。など色々なケースが考えられます。**相続人廃除**という方法で、被相続人の意思により相続人の権利を失わせることが出来ます。

[2] 相続廃除の対象となる人物

ただ単に気に入らないからという理由だけでは、相続廃除は出来ません。また、相続廃除の対象は遺留分を有する推定相続人(配偶者、子、親等)になります。

廃除事由

- 1 被相続人への虐待、重大な侮辱をする
- 2 被相続人の財産を不当に処分する
- 3 浪費・遊興・犯罪・反社会团体への加入をする
- 4 度重なる多額の借金
- 5 長年の不貞行為をする配偶者 等

[3] 相続人廃除の手続き

相続人の廃除を行うには、次の2つの手続きが必要です。

- 1 推定相続人廃除審判の申立(家庭裁判所)

「推定相続人廃除審判の申立」を家庭裁判所に提出します。申立てを受け事情を聞き調査を行い、廃除を許可するか**審判**を下します。

- 2 推定相続人廃除届の提出(市町村役所)

家庭裁判所の審判により廃除が確定したら「推定相続人廃除届」を役所へ提出します。

戸籍に推定相続人が**廃除された旨が記載**され、相続後の手続きに役立ちます。

相続人の廃除は生前だけでなく、遺言書により行うことが出来ます。遺言執行者が家庭裁判所に廃除請求しますので、遺言書の作成と同時に必ず執行者も決めておきましょう。